

電子申請 Q&A

<よくある質問>

- 実務経験がないが、就活のために初任者研修を受講したいが、受講できるか。

香川県では相談支援従事者初任者研修（全課程）は相談支援専門資格を取得されようとしている方を対象にしており、研修受講の際には実務経験の有無は求めていませんので、受講は可能です。（ただし受講希望者が定員を超過した場合にはその選考の際に実務経験の有無を参考にします。）

ただし実務経験を研修受講要件にしていなかったため、相談支援従事者初任者研修を修了したからといって、即相談支援専門員として配置できるわけではありません。研修修了と実務経験を満たすという二つの要件を満たしてはじめて配置が可能となりますので、その点にご留意ください。

また初任者研修受講の際には、現在進行中のご自身のケースをご本人様から同意了解をとってアセスメント面接を行いケース事例として提出し、演習の中で議論し、演習で得た助言を基に再度面接を行うという課題があります。（ご自身がケースをお持ちでない方は、職場同僚のケースをご本人様から同意了解をとって職場同僚のアセスメント面接に同行しての実施も事例として認められます。）課題を提出できない方は受講できませんのでご注意ください。

さらに、取得した相談支援専門員資格要件を継続するには、初任研修了翌年度から5年間の間に一度以上の現任研修を受講する必要があります。

初任研修了後初めての現任研修には受講要件が定められており、初任研修了後初めての現任研修開講日前5年間のうちに2年の相談支援事業所等での相談支援業務に従事した経験が必要となっております。とりあえず資格だけ取っておこうと初任研を受講されても、5年間のうちに相談支援業務に従事する予定がなければ、現任研修を受講できずにせっかく取得した資格要件が失効してしまいます。そのため現任研修受講要件を満たせるよう計画的な受講をお勧めしております。

- 実務経験とは何か？

「(参考) 相談支援実務経験一覧」をご覧ください。

<電子申請時のトラブル>

- 電子申請したが、返信メールが来ない。

→電子申請システムは申請する際にメールアドレスを入力していただき、そのメールアドレスに当方のシステムからメールを送信し受信できた方のみが受講可能です。これは過去

にシステムからのメールが届かないケースが頻発したため、あらかじめメールが届くアドレスを確認するものです。

届かないケースのほとんどが、メールアドレスの入力間違い・迷惑メール対策をしておりシステムからのメールがはじかれ配達されないことが原因です。

前者の場合は配達できなかったことがシステムで確認できますが、後者の場合はシステムでは確認ができません。その場合受講決定メールも届かないこととなり、その後の対応ができず受講取り消しとなる場合があります。十分ご注意ください。

●受講が不可の場合はメールが送られてこないのか。

→事務局が受講決定後、受講申請者全員に受講決定メールを送付します。そのメールに受講の可否が記載されておりますので、受講可でも不可でも必ずメールは送られてきます。

受講者の受信環境によっては、受講申請受付メールは受信ができたが、その後の受信ができなかったりすることもあるようです。

川部みどり園ホームページには福祉関係研修事業のページで初任研情報を掲載しております。受講決定通知メールを送付した情報も掲載しますので、それが掲載されても受講決定通知メールが届かない場合は事務局にご確認ください。

●法人で利用登録をして1人目の入力できたが、2人目ができない。

→同じメールアドレスで登録するとはじかれるケースがあります。別メールアドレスで利用登録をして入力するか、利用登録をしないで連絡用メールアドレスを別のものを入力してみてください。

●サビ管資格を取得し、就職活動を行いたい、相談支援従事者初任者研修（全課程）を受講することは可能か？

→香川県では初任研（全課程）は相談支援専門員になろうという方を対象としており、サビ管児発管希望の方は初任研（部分受講）を受講することとしていますので、サビ管資格取得希望の方は全課程の受講は不可となります。

部分受講について本県では本年度はすでに終了しておりますので、本県で受講されたい方は来年度に受講申請をしてください

なお他県で初任研（講義部分のみ受講）を受講された方については、サビ管基礎研の受講申請時に受講証明書を提出していただくことで、本県のサビ管基礎研の受講は可能となります。詳しくは当園研修担当までご相談ください。

●サビ管資格取得のために、昨年度相談初任者の講義部分を受講したが、今年度相談支援全課程を受講したい。講義部分の免除はあるか？

→本県の相談支援従事者初任者研修は、全課程もしくは講義だけを受講する部分受講しか

ありません。以前に講義部分を受講されていても、全課程を受講する場合は講義部分の受講も必須となっておりますのでご理解ください。

● ずいぶん昔に初任者研修（全課程）を修了し、その後サビ管をしていた。10年以上現任研修を受講していないため資格が失効していると思うので、今年度相談支援全課程を再受講したい。講義部分の免除はあるか？

→ 相談支援専門員資格は初任研修了翌年度から5年間の間に一回以上の現任研修を修了することでその資格が継続されます。10年以上現任研修を受講されていないのであれば資格は失効しております。相談支援従事者初任者研修全課程を以前修了された上での再受講としても、全課程を受講する場合は講義部分の受講も必須となっておりますのでご理解ください。